

月刊 労運研レポート No. 47

2018年5月10日号

〈巻頭言〉労働法制改悪阻止！全国キャラバンが発進……………	岡本 哲文	2P
第6回労働運動研究討論集会		
討論集会の概要	事務局	4P
特別報告「安倍改憲 NO! 安倍内閣打倒の闘い」	福山真劫	4P
全体会議報告		7P
分科会報告		12P
4/17「働き方改革法案」を廃案に！全国キャラバン出発集会……	事務局	19P
4/20「あたりまえの社会を考えるシンポジウム」……………	事務局	20P
4/23「すべての労契法20条裁判の勝利をめざす集会」……………	事務局	22P
〈お知らせ〉第6回労働運動研究討論集会の総括会議		24P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail rounkenj2014@yahoo.co.jp

< 巻頭言 >

労働法制改悪阻止！ 全国キャラバンが発進！

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク（CUNN）事務局長
岡本 哲文（下町ユニオン）



4月17日、東京・連合会館で、「働き方改革」法案を廃案に！8時間働けば暮らせる社会へ！労働法制改悪阻止！全国キャラバンの出発集会が開催された。（19ページ参照）

昨年末から準備が進められてきた全国キャラバンがいよいよ発進した。北コース（北海道）、南コース（沖縄）ともに4月20日の開始となった。

< 帯 広 >

私は当日、北コースの開始地である帯広に入った。帯広では、ユニオンとかちのなかまが受け入れ、取り組んでいただいた。実を言うと、私の連絡ミスにより現地での行動準備の期間が短く、釧路での21日の行動に合わせる形で、この日、ユニオンとかちの執行委員会での情勢報告と交流会をセットしていただいたのだった。

キャラバンの統一チラシ、宣伝カー用CD、加えて最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会作成のお札チラシを持参したが、メーデー集会・デモの際に、沿道で配布しようということで、間に合って良かったと一安心できた。執行委員会終了後には、これまた東京から背負ってきたマグネット式看板、横断幕をみなさんに持っていただき写真をとり、早速、フェイスブックにアップさせていただいた。

ユニオンとかちには、2009年10月、第21回コミュニティ・ユニオン全国交流集会inとかちの開催を引き受けていただいた。私としては、たくさんのなつかしい顔にお会いすることができた行動となった。交流会では、当時大臣であった社民党福島みずほさんが集会参加するというのでSPなど警備関係者との事前打ち合わせ・当日警備体制という初めての経験であったことなども思い出された。そして、なによりも、帯広では、平和運動フォーラムによる反戦・平和運動が強力に取り組まれていることを改めて実感した。また、地元放送局で有期雇用で働き今まさに無期転換をめぐる交渉中の女性組合員2名が、ユニオン執行委員となって職場で地域でがんばっている姿に直に接することもできた。

< 釧 路 >

翌21日は、朝からユニオンとかち書記長の車で帯広・釧路間120kmの中間地点である

浦幌町に向かった。そこでユニオンくしろ書記長と、ユニオンで労働相談員をされている新社会党釧路支部書記長の車に乗り換え釧路に向かった。

釧路では、ユニオンくしろの事務所で、社民党からお借りした宣伝カーにマグネット式看板を装着。看板やドアには、フェイスブックの全国キャラバンのページから取り出し拡大して作ったロゴや看板が事前につけてあり、それを装着。早速、市内の街宣にスタート。持参した宣伝カー用CDは内容、読み上げ方、声とたいへん好評で、大音量にして響き渡らせながら流し、釧路駅前、スーパー前の5カ所で降車しての訴えを行った。

夜は、ユニオンくしろ主催のワークルール学習会が交流プラザを会場に開催された。「『働き方改革』ってなんだろう？ 8時間働けば誰でも暮らせる社会を！」をテーマに、中川潤一弁護士が講師。この学習会は全国キャラバンの取り組みとして呼びかけを広げ、全港湾釧路支部からも多くのなかまが参加した。

ユニオンくしろの委員長は元国労釧路闘争団長で、私の活動している東京東部地域に闘争オルグで来ていた方であり、ここでもなつかしい顔にお会いできた。短い時間ではあったが国労魂、労働者魂に触れることができ、また、民間労組出身のユニオン書記長とは、日々の労働相談活動について意見交換もできた。なりによりも、全港湾が参加したことで、今後の釧路での共闘関係の広がりにつながればうれしいと思う。

さらには、初めてお会いした中川潤一弁護士は、夫妻で活発に貧困や人権、小中学生を対象にした出前授業などにも取り組んでいる元検事という42歳。ユニオンくしろにとっては大きな存在とのこと。全国キャラバンは、こういった方々との出会える貴重な機会ともなっている。

この原稿を書いている5月1日時点では、政府・与党は、「働き方改革」関連法案の審議入りを強引に進めている。全国キャラバンは、全国35都道府県40を超える地域をつないで、まさにこの重大局面と重なって展開されることになった。連休明けは、7日から札幌、山口からスタートする。5月22日、昼間の東京行動（詳細未定）、夜の日比谷野音集会・デモに最大の結集をしよう！ 北から南から全国各地の現場の怒りの声をつなぎ、集め、採決させない、廃案に追い込む闘いを展開しよう！

ユニオンとかちのみなさん



ユニオンくしろの学習会



4月21日、22日 箱根

第6回労働運動研究討論集会

8時間働けば暮らせる社会の実現を！

「貧困・格差・差別をなくし、戦争反対！9条改憲阻止をたたかおう！労働者の共闘で、8時間働けば暮らせる社会の実現を！」をスローガンにした第6回労働運動研究討論集会が、4月21日、22日の両日、70人が参加して神奈川県箱根町で開かれた。

集会は、座長に全国一般全国協委員長の平賀雄次郎さん、全港湾委員長の松本耕三さんを選出。全国農団労副委員長の小川宏さんが「官僚の腐敗をみて、この国が壊れるのではないかと心配だ。安倍政権が進めている新自由主義的な政策が影響している。そして『働き方改革』という労働分野の規制緩和が進められようとしている。岩盤規制を壊そうとする安倍政権を打倒しなければならない。また次の世代に運動を繋いでいかなければならない」と開会のあいさつをした。

続いて、平和フォーラム共同代表の福山真劫さんが「安倍改憲NO！安倍内閣打倒の闘い」と題して特別報告を行った。その後、①「働き方改革」との闘い、②自治体非常勤労働者の闘いのふたつの分科会について、それぞれふたつの分散会に分かれて討論した。

第2日目は全体討論を行い、労運研事務局長の伊藤彰信さんが討論課題の提起を行い、沖高教委員長の高元勇司さんが沖縄辺野古新基地建設反対闘争の現状について、全労協事務局長の中岡基明さんが労働法制改悪阻止全国キャラバンについて報告した。活発な討論のあと伊藤事務局長がまとめをおこなった。

自治労香川県本部書記長の小野賢司さんが「自治体非正規職員問題もやっと各単組の取り組みが始まったばかりである。地元の人が多く、非常勤職員が役所で働いていることを知らない。地域の民間労働者とも連携していかなくてはいけない。労運研はそのようなつながりをつくる場である。さらに頑張りましょう」と閉会のあいさつを行って、集会を終了した。

「安倍改憲NO！安倍内閣打倒の闘い」

福山 真劫（平和フォーラム共同代表）

闘いの組み立て方

平和フォーラムは、連合と対抗する組織である。連合が取り組めない課題をやるのであって、連合がやるなら、いらぬ組織でもある。しかし、ここ4、5年の情勢をみれば、平和フ

フォーラムの必要性がますます高まっている。平和フォーラムは、平和、民主主義、憲法擁護、脱原発を基本に頑張りたい。

立憲民主党が出来なかったら、立憲フォーラムが新しい政党の基礎のなると思っていた。立憲フォーラムは国会議員 50 名前後の組織、引き続き強化を図って行きたい。地方議員の立憲ネットは 800 名ほど組織している。選挙と政策実現にあたっては、昨年総選挙から、立憲民主党を基軸に社民党を支持して闘うことを決めた。連合がブレルので、平和フォーラムが一步前へ出ることにした。

総がかり行動

2014 年 12 月から、総がかり運動に踏み出した。東京では今までの運動を一変させている。人が沢山集まってきている。論議していたら共産党系とは何も出来ない。論議は、とりあえずヨコにおいて、アベ政権打倒で共闘する。平和と民主主義に責任を持つとする者たちの共闘である。



共産党の志位委員長は「時代は変化してる、私らも変わらなければならない」といっている。総がかりは、勝てるかもしれない、選挙も勝てるかもしれないというところまで来ている。もう後戻りはできない状況になっている。我々も闘っているという自負がある。だから総がかりが出来るといことです。3 年やってきたが、それでもアベを引きずり降ろせないでいる。もう一步爆発的に広がっていない。

課題と連帯の拡大

非正規、貧困、格差からくる生活課題について、総がかりとしてどう取り組むのか。今までの運動は「安定した世代・階層」の運動とも言える。これではダメである。非正規、貧困、格差をどうするのが焦点になりつつある。

シングルマザーの会によれば、ランドセルが買えない実態がある。カンパを集めてランドセルを送る運動をしてる。今年は 580 件申請があり 1000 万円で 300 件受理、しかし 200 件以上には贈れない現状である。ランドセル買えない人とどう連帯するのか。総がかりもこうした人たちを含めて運動を組みたてなければならない。医療・住宅・教育・介護の四つの課題についても、連合が本気で取り組まないなら、具体的に取り組みたい。

4.14 国会正門前行動

国会前並木通りは、2015 年には何度も解放してきた。その後初めて 4 月 14 日に解放した。自然決壊であり、力で突破したわけではない。実力のある組織、身を挺した構えで突破するという時代ではない。より多くの人が集まり、自然決壊を促すような状況を作り出すことで

ある。14日は、総がかり行動、未来のための共同、スタンドフォーツルースの3団体が共催した。5万人集まったら決壊すると予想していたが、1部の総がかり行動から2部の若者への入れ替え時に3万人で決壊した。

6月までアベがいたら、もう一回大行動をやりたい。平和フォーラムが、大衆運動、野党共闘を引っばって行くしかない。世論調査でも、アベを『支持しない』の内訳で、信頼していないが58.4%、首相としてふさわしいとは思えないが17.5%、あわせて75%がアベではダメで、アベ改憲NOは、57.1%である。しかし、自民党の支持率は横ばいであり、減っているわけではない。議席の三分の二を持っている。憲法改正の野望を捨てていない。5月、6月が正念場になる。

野党の再編成

野党は力量不足である。連合は野党再編の3度目の挑戦をしている。1度目は去年の希望の党。2度目は3分解した民進党の統一。これも立憲民主が組みしなかった。3度目が民進と希望の統合。しかし、これも4分解して野党第一党になる力はない。旧同盟系は自分の産別の組織内候補を来年の参議院選挙で当選させることしか頭にない。

憲法改悪反対の取り組み

社会党・総評ブロックの闘いによって、憲法の条文改正は許してこなかった。しかし、9条の空洞化はすすめられた。空洞化はすすめられたが、運動の結果、いろいろな歯止めをかけてきた。専守防衛、必要最小限の実力、自衛隊の海外での武力行使は違憲、集団的自衛権行使は違憲、非核三原則、武器輸出禁止三原則などを内閣法制局の解釈にさせてきた。

安倍は内閣法制局長官を変えて、従来解釈、歯止めを壊そうとした。集団的自衛権の一部行使を合憲とする解釈をして、2015年の安保法制を成立させた。それを追認し、海外での集団的自衛権の全面的に行使をできるようにしようというのが今回の9条改憲である。

自民党の9条改憲の案文を読むと「必要な自衛の措置をとることを妨げず」と書いてある。個別自衛権も集団的自衛権も当然ということになる。9条の歯止めがこれでなくなる。

今後の共闘の課題について

ここでアベを打倒出来れば、当面改憲の動きはなくなり、日本会議の戦略も崩れる。アベ9条改憲反対、アベ打倒の手を抜くわけにはいかない。自民党の支持率があまり下がっていないが、首相が誰になっても、旗を降ろすわけにはいかない。

3000万署名も職場と組合員だけでは集まらない。今までの組織のあり方、生き方を変える闘いである。9条の会もいろいろと議論もあったが署名をはじめている。

5月3日は、去年55,000人集まっているので、10万人集めようといっている。

全体会議報告

< 討論課題の提起 >

全体討論の中で、具体的な取り組みをどうするのか議論したい。当面の労働運動の課題は、安倍の 9 条改憲を阻止すること、「働き方改革」一括法案を廃案にするとともに職場・地域で「働き方改革」と対決する運動をつくることである。労運研は、労働運動を研究する組織だが、それは具体的な運動をどうつくるかを研究するのである。

安倍政権は崩壊寸前である。「アベ強を倒す」だけでなく、「アベ政治を許さない」ことが求められている。「アベ政治」とは、新自由主義にもとづき大企業を優遇し、格差と貧困を拡大し、社会保障を切り捨て、国会を蔑ろにして独裁政治を行う手法である。安保法制に反対する野党共闘ができたが、野党共闘を壊そうとしたのが希望の党の役割だった。労働運動では 30 年前に排除が行われた。2011 年に 3・11 が起きて、平和フォーラムは原発を推進する連合の一部労組から潰されそうになった。私たちは脱原発を掲げる平和フォーラムを支えた。共産党が原発反対に方針転換したため、総がかり行動がつけられることになった。

総がかり行動のスローガンは「戦争、原発、貧困、差別を許さない」である。貧困は労働運動の課題であって、平和フォーラムは扱えない。労運研は、貧困・差別の問題を取り組むことを軸に、労働運動部隊として総がかり行動を担ってきた。具体的には、労契法 20 条裁判と最低賃金大幅引き上げキャンペーンである。市民連合が労働運動から離れて立憲民主党の政策をつくろうとしている。野党共闘を支える政策を労働運動の側からもつくっていかなければならない。今回の討論集会のスローガンは「労働者の共闘で、8 時間働けば暮らせる社会の実現を」である。市民運動と連携できる労働者の共闘をつくる必要がある。

労運研の課題は、全国化と世代交代である。労運研の取り組みを全国に広げていく、運動を通じて世代交代を図っていくことである。全国キャラバンを成功させることは重要な課題である。

最低賃金大幅引き上げキャンペーンは、「最賃を上げろ」という運動をしてきたが、どうしたら最賃を上げることができるか、地域から格差をなくそうという取り組みになってきた。最賃の全国平均は 848 円だが、これは加重平均だから 40 県は平均以下である。韓国の最賃が約 750 円、17 県より上回っている。各県の審議内容を調べ、最賃ぎりぎり働いている人の声を聴けという運動を地方から起こそうとしている。労契法 20 条裁判は、郵政ユニオンが手当を問題にして成果を上げてきた。全日建やメトロコマースでは基本給の格差を争っているが、正規と非正規では格差があって当たり前という判断も出ている。JP では正社員に住宅手当を払うのは間違えでしたと住宅手当を廃止することになった。

「働き方改革」は裁量労働制や高プロをなくせば良いという問題ではない。労働弁護団は、連合を巻き込んで全労働者の運動にしようとしている。高プロ反対は連合と一致できるが、他の項目について連合は賛成である。連合は生産性向上賛成論だから、私たちの立場と決定的に違いが出てくる。私たちは新自由主義反対である。労運研には、立憲民主党、社会民主

党、新社会党、共産党などの支持者がいる。アベ政治に反対するだけでなく、どのような社会をつくっていくのか、労働者として考えていかななくてはならない。

おととい、総がかり行動が協賛して「あたりまえの社会を考えるシンポジウム」が開かれた。東京大学の本田由紀教授の提起は、戦後循環型モデルとして、男性正社員が働いて稼ぎ、賃金を家庭に持って帰り、専業主婦のお母さんが子育て、教育に投資し、子どもが良い会社に就職するモデルがあった。これが、新自由主義によって非正規労働者が生まれ、女性も働くようになり、家庭間格差、子どもの貧困が教育格差を生むようになった。仕事と家庭と教育の関係の新たな循環モデルをつくるには、セーフティネットがあり、アクティベーションが保障されたうえに、ワークライフバランス、学校が家族のケアする関係が必要という提起があった。

労研センターの運動をしてきたので「総評労働運動の継承・発展」などと言っていたが、今は総評労働運動を反省しなくてはいけないと思っている。男性正社員中心の賃金論だった。「同一労働同一賃金」といった場合に、医療、住宅、教育、介護が無料だったら始めて「同一労働同一賃金」が実現する。賃金は生計費だから、結婚して、住宅を手に入れ、子育てに金がかかるから、年を取った人の賃金が高いのは当然と組合員に説明してきた。職務職能給を導入して年功賃金を続けてきた。労働組合は賃金闘争を主に闘い、社会保障や教育、住宅は政治課題だから選挙闘争として闘うという「日本的労働組合主義」だった。それが、雇用破壊、賃金破壊、社会破壊を許してしまった。

今年の連合白書は「生産性三原則」が前面に出てきた。日本の場合は、自分の雇用を維持して非正規を増やしてきた。生産性の還元を、ヨーロッパのように産業別や職業別の雇用保障や職業教育に還元しないで、企業に還元する。企業別労働組合だから生産性向上イコール企業利益である。企業が儲からない限り賃金は上がらない、賃金を上げるために不採算部門を切り捨てる。だから解雇撤回闘争は闘っても、雇用保障闘争は闘わなかった。

資料に全港湾沖縄セメント工業分会の報告がある。沖縄の地労委で負けたが、中労委で人事考査を団交事項とし、ひとり一人の考査の内容を団交で説明しないことは不当労働行為にあたるという命令を勝ち取り、地裁、高裁でもその判断が維持された。「働き方改革」では使用者の待遇差の説明責任が重視されている。団交事項として追及することが重要である。パワハラは、会社が人事考査権を持っている限りなくなる。

「働き方改革」のベースには、少子高齢化とともに自動化・AI化という問題がある。「技術革新と雇用」という問題である。野村総研の調査によれば、今の労働人口の半分で良いことになる。港では今から50年前にコンテナ船が就航した。労働者の削減率は98%と言われた。企業ごとでは解決できないから港湾労働者が団結して産業別団体交渉権を確立した。合理化絶対反対だけでは勝てない。「技術革新と雇用」の関係をどうつくるのか、そして仕事、家庭、教育をどう結ぶのか、労働運動として考えることが問われている。

<主な討論>

東京教組 教員の長時間労働について、今年1月の東京教組の調査が出ている。月80時間以上の超勤をしている若い教員が80%、月100時間以上が52%いる。1971年に教員の残業代ゼロ法＝給特法ができた。当時、教員に残業代が払われてなかったので裁判を闘って全

部勝利した。文部省が 1966 年に教員の勤務の実態調査を行って、月 8 時間程度の残業が認められる。それは給与の 4%に相当するということで、教職調整額 4%が給与に上乘せされた。いまの若い教員は朝 8 時から夜の 9 時、10 時まで学校にいる。残業代がないと労働時間管理をしない。長時間労働が蔓延する。私たちの闘いは、給特法を廃止する、最低でも見直して労基法にもとづき残業代を支払わせることである。労働時間管理をしないようにしないと、長時間労働はなくなる。

私立高校でも同様の調査結果がある。公立の教員と実態はほとんど同じである。時間管理がされていない。残業代は公務員と同様に 4%の上乗せが多い。労基法が適用されるので、みなし労働制である。東京の場合は公立高校より私立高校が多いが、全国的には高校の 4 分の 1 が私立である。約 2 割の高校に労基署が立ち入り調査をし、指導、是正勧告をしている。

現場では、勤務時間が守られていない。始業時間の前に子どもは登校してくる。昼休みは給食指導で食事をした気にはならない。その分休憩時間があるが、休むことはできない。それを労働時間だと認めさせる、薄皮をめくるような闘い、現場の労働時間意識を変える闘いが課題になっている。

山形平和センター 給特法には、校外実習、修学旅行などの限定 4 項目の縛りがある。労働時間管理が行われなければ、縛りがあっても、守られない。

中曽根は、国労、総評、社会党を解体して、憲法を改正すると言った。それが現実のものになってきた。総評が解体して、県評、地区労も解体したが、地区労として残ったところがあった。山形では財政的に苦しいので地区労は平和センターにした。そのような地区労が集まって全国地区労交流会をやっている。交流会なので運動の目標がない。今年、小名浜地区労の受け入れで 9 月 22 日、23 日、福島県いわき市で開催する。単産の協力を得ながら成功させたい。交流から、運動を繋ぐようにしていきたい。労運研とも一緒になって運動を広げていけないかと考えている。

江戸川ユニオン 私が江戸川地区労オルグになったのは 1969 年である。すぐ選挙運動をやらされた。当時の地区労は教育や介護の問題を含めて地域の繋がりをつくる活動していた。1980 年代、江戸川区にいる被爆者が高齢になって広島、長崎に行けない。お坊さんと協力して原爆犠牲者慰霊碑を立てた。東京大空襲の反戦平和の集いを行うようにした。その史実を知らせる施設も今年オープンした。また、春闘バザールを商店街と連携したやっていた。総評は、地域労働運動を強める全国集会を開いて、1000 名ほどが参加していた。その繋がりを残しているのがコミュニティユニオン全国ネットである。私も地域の労働者が個人で加盟できる江戸川ユニオンをつくった。地区労が解散するときにコミュニティユニオンをつくったところもある。コミュニティユニオン全国ネットの事務局長である岡本さんが今回の全国キャラバンを担っている。コミュニティユニオンを全国につくってほしい。

提案は、コミュニティ春闘をやりたい。アジアの労働者と連帯できるようにしたい。労働時間は日本が一番長い。「8 時間働けば暮らせる社会の実現を！」をアジアの労働者のスローガンにしよう。

自治労大分 初めて参加した。自治労大分県本部の委員長をしていた。大分連合の事務局長をしていたこともある。連合ができたことによって日本の労働運動が変わってしまった。大分は 14 市 2 郡に平和センターが残っている。社民党で 1 議席を持っているので、連合で

選挙を闘えるのではないかという意見もあるが、企業内組合の民間大手組合と話をしてみると、平和フォーラムの意見と合わないことが分かる。連合と平和フォーラムのふたつが必要だと思っている。

地方議員、国会議員を何人つくることができるのか。地域の労働組合と一緒にやっていると力にならない。自治労の中でも民主党を支持する県本部と社民党を支持する県本部がある。60万対20万の比率だが、選挙をやるとほとんど変わらない。15万票を出す。組合の言っていることと政党の言っていることが変わらないからだと思う。立憲民主党には手足がない。労運研の運動がそのようなことを見ながら全国的な運動を考えたら社会に影響力を持つことになると思う。安倍がいるから、私たちの運動は展望が持てると思う。

J P 東京 郵政の職場で働いている。資料にJ P 労組の春闘速報に、正社員の労働条件を下げて非正規社員に回すという記事が載っている。私たちの要求は、非正規労働者の労働条件を正社員と同じようにすることをめざしているのに、逆行する結果になっている。郵政労契法20条裁判の東京・大阪地裁判決と18春闘回答を比較したチラシを配布したが、このように分かりやすいチラシをつくり、私たちの運動を職場で広めるようにしている。

全労協東京 5年半にわたるフジビ闘争が解決した。すべての裁判闘争に敗北しながら解決した争議と言われている。1998年に荒川区の印刷会社であるフジ製版で全国一般東京労組の分会を結成した。2012年に会社は計画的に破産し、従業員18名全員が解雇された。分会員15名の内、争議団として残ったのは5名。地域の支援を受けながら親会社の責任を追及して、社前行動、座り込み、デモ、集会を闘ってきた。会社は争議行為を個人に転嫁する「スラップ訴訟」を起こした。最高裁まで闘ったが、昨年8月に410万円の請求が確定し、いつ強制執行されるかわからない状況だった。中労委で和解交渉が行われ、今年2月に解決した。会社は、410万円の債権を放棄し、使用者性を認めて解決金を払うことになった。宮里弁護士が「裁判で負けたが中労委がひっくり返した稀なケース。地域運動がまだ残っていた」と語った。全国の支援も受け、現場で闘い続けた団結の勝利と思っている。

千葉・市原地区労 全国キャラバンの参加団体に全国地区労交流会がない。全国キャラバンを来年以降も続けてほしいし、全国地区労交流会も参加していきたい。「8時間働けば暮らせる社会の実現を！」というスローガンは全労働者の希望である。「働き方改革」に対抗する意味でもキャラバンを継続し、労運研、コミュニティユニオン全国ネット、全国地区労交流会と一緒に日本での労働運動をつくっていきたい。千葉県でも10年前からキャラバンをやってきた。5月19日に柏から千葉まで各駅に40分程度の情宣をしながら鉄道で移動し、14労組、延べ100人ほどが参加している。かつて千葉県には25地区労があった。現在3地区労しか残っていない。平和センターも存在していない。私は市原地区労だが、地域のお坊さん、知識人、文化人に呼びかけて「生かせ憲法市原連絡会」をつくった。月1回歩道をパレードしている。コンビナートの労働者はチラシをとらない。でも、このような運動をやっていることを地道に訴えていく以外にない。

統一管理職ユニオン 大先輩にお願いしたいことは、自分の労働運動史、運動体験を書いて、若い人に継承するために記録を残してほしい。総評が解散した時、私は小学生でした。おそらく50歳以下の人は総評労働運動を知らない。

国労高崎 8時間働いても暮らせないのが現実です。ダブルジョブ、トリプルジョブしも

生活がままならない。親を介護するには離職しなければならない。介護心中も起きている。労働組合がそのような現実に目を向けていかなければならない。

東京福祉大学の竹野さんが大学から排除され、裁判で勝って復職したが、一切授業をやらせてもらえない。東京福祉大学には今年、留学生 3500 人が入学した。ベトナム人が多い。去年 600 人が行方不明になっている。1000 人近い人が学校を離れている。どこかで就労していると思う。実習生問題として取り組もうと思っている。

徳島ユニオン 労運研の運動を広めるためには、各県にこのような組織がないと中身が深まらない。全国キャラバンは続けてほしい。徳島では、「労働組合の社会的役割を考えるワークネット徳島」をつくった。6 単産、ユニオンを含めて 11 組合が参加した。連合ができて 30 年、連合のことしか知らない人がほとんどである。総評のことを言っても仕方ないので、2003 年の連合評価委員会提言を基準にして勉強することにした。

国労千葉 国鉄闘争で受けた支援を地域に返そうと頑張っている。千葉県共闘会議を広げて、春闘、メーデー、平和、団結まつりを一緒に行っている。中央学院大が安孫子にあるが、23 年間非常勤で働いていた小林さんが専任講師になれないので裁判を起こした。専任講師の年収は 1200 万円、非常勤講師の年収は 200 万円、専任講師 69 人、非常勤講師は 113 名である。労契法 20 条違反だと闘っているが、大学側は裁判を引き延ばしている。全国の大学がこのような非常勤講師で持っている。

<まとめ>

全体討論で活発な討論ができた。

早く書き残しておけと言われたが、自分のしてきたこと話しておきたいと思っている。「小異を残して大同につく」という言葉がある。昔は「小異を捨てて大同につく」と言っていた。「捨ててはダメ」ということで「残す」ことにして共闘をつくるわけだが、私は「残した小異」を胸に秘めるようにしていた。しかし、お互い議論をしながら「大同」につかないと、共闘は強くならないことに気が付いた。

「働き方改革」は始まっている。サラリーマン川柳に「人減らし残業するな結果出せ」というのがあったが、現場から声を上げていかなければいけない。「同一労働同一賃金」について、学者が「賃金論」か「法律論」かと議論していた。私は「運動論」であって、「賃金差別をするな」というスローガンだと思っている。「男女同一労働同一賃金」がロシア革命後のスローガンだった。戦後の労働基準法に書き込まれた。だけど実態は守られてこなかった。だから、現場から声を上げることが重要だ。

労運研の第 2 回討論集会で、全国地区労交流会とコミュニティユニオン全国ネットを来賓としてお招きし、小泉さんと岡本さんにあいさつをいただいた。いま、全国集会を行っている 3 つの組織が、全国キャラバンでつながった。現場の声を上げながら繋いでいこう。この闘いをしながら、地区の労運研をつくる、総がかり労働運動の地区の支えになる。その基軸は、自治労、日教組になるだろう。家庭との関係、教育との関係を考えながら「8 時間働けば暮らせる社会の実現を！」めざしていく。シングルマザー問題も労働問題だけでは解決できない。労働運動の役割、福祉制度の役割それぞれ最大限追求しながら闘わなくてはならない。集团的労使関係を築きながら追求していくことが労働運動の役割だと思う。

来年の話があったが、全国キャラバンは、来年の統一地方選挙、参議院議員選挙を当然意識している。全国キャラバンを成功させ、6月23日に総括会議を行って今後を検討する。

分科会報告 — 「働き方改革」との闘い

今通常国会の最重要法案と位置づけられる「働き方」関連法案は、承知の国会情勢で審議入りが遅れていた。一方、私たちは「戦後の労働基準法制定以来70年、8時間労働制の大改悪」を阻止すべく「労働法制の改悪に反対する全国キャラバン」を始動させた。

箱根集会(21、22日)時点では、「審議入りは連休後」という読みであったが、27日、衆院本会議で立憲6野党欠席の中、趣旨説明と質疑を強行した。世論は6割が反対だが、法案成立は予断を許さない。

さて、分科会だが、働き方改革は、当面、労働時間規制をどうするのか、ということがメインになる。自治体非常勤労働者問題も「同一労働同一賃金」と言っているが、均等待遇を投げ捨て差別の固定化のするものとしてどちらも通底している。

私たちは、「働き方」改革の焦点として「同一労働同一賃金」を求め「20条裁判」を闘ってきた。郵政、メトロコマース、長澤運輸、等々である。裁判結果は承知のように「手当の差別是正は受け入れるが、本給差別は認める」と言うものだ。そんな中で今春闘、郵政問題が表面化した。

■「同一労働同一賃金」の実態 — 郵政ユニオン

20条裁判と「同一労働同一賃金」を柱に春闘を闘ってきたが、「日本郵政グループが、正社員のうち約5千人の住居手当を今年10月に廃止することがわかった。この手当は正社員にだけ支給されていて、非正社員との待遇格差が縮まることになる。『同一労働同一賃金』をめざす動きは広がりつつあるが、正社員の待遇を下げて格差の是正を図るのが異例だ」(朝日)。

総人件費は減らす。日本の最大企業の対応は、他企業にも広がるだろうことは自明。安倍内閣が「非正規をなくす」といっていたが、これが実態だ。

■地域共闘の努力

私たちもこの間、裁判だけでなく、地域共闘を基盤に非正規問題の可視化に努力してきた。

兵庫は、「労働法制ひょうごアクション」、2013年安倍政権が発足し、労働法制の見直しが始まったころ発足した。改憲問題では「1000人委員会」等で集会などできるようになり一定活発になったが、労働分野ではそれができない。そこで神戸地区労や兵庫ユニオンなどが呼び掛けて『全国キャラバン実行委員会』の窓口となり、県下のターミナルや「西と東コース」で街宣をやりながら各自自治体や県に意見書・要望書をもって申し入れ行動をすることになった。22日には兵庫労連との行動も。

千葉は、平和フォーラムや平和センターがないところだか、毎年、非正規キャラバンをやってきた。今年は、中央の呼びかけがあり、それに連帯する意味をこめて中央スローガンと

同じチラシを作り、キャラバンを14団体で取組む。

徳島は、毎年地区労を中心に春闘講座をやってきた。「労働法制改悪とは何か、裁量労働制について」企画されたが、ちょうど「でたらめな実態調査」が明らかになった時なので3会場とも、150人の結集があった。今年は初めて中央や兵庫からの呼びかけをうけ、四国キャラバンを取組み、来年につなげたい。

群馬も、埼玉、栃木と北関東ユニオンネットを作り、毎年、県や労働局に申し入れを取り組んできた。地域再生のためにも全国一律の提起は重要で、徐々にではあるが県も我々の主張に理解を示すようになってきている。

■ 私たちの課題

20条問題も個々の闘いに終始している。全体を包む共闘組織ができていない。23日に全日建連帯が中心となり郵政ユニオン、長澤運輸、ハマキョウレックス、メトロコマースなど一同に会すが、まだまだ「同一労働同一賃金」の本質が曝露しきれていないと思う。「働き方改革NO!」を全国の声にすることが決定的。中央では、国会前の行動もあるが、各自治体からも全国一律を求める声を上げさせること、そのためにもキャラバンの成功が重要だ。1998年の労働基準法が改悪されようとしたとき、「北から南から労働者の声を国会へ」を合言葉に、『全国キャラバン運動』が文字通り各地をつなぎ展開された。2006年には『労働時間規制の撤廃に反対し、人間らしく働くための労働法制を求める共同アピール運動』が取り組まれ、第一次安倍内閣に「ホフイトカラーエグゼンプション」導入を断念させた。

いま再び労働法制大改悪に反対し、「8時間働けば誰でも生活できる社会」の実現ために、4月17日の「キックオフ集会」を皮切りに労組、市民運動、政党が連帯して『キャラバン』が北海道、沖縄から出発した。労働法制が終わったとしても次年度からは「最賃キャラバン」と合流することに成るだろう。その意味で今回のキャラバンの意味は大きい。

■ フジビ、沖縄セメント闘争などの教訓

フジビ闘争は「倒産した子会社とその親会社という、直接雇用関係にない中で裁判・都労委での敗訴等、5年5か月に及ぶ長い闘いとなったが、荒川区労評(地区労)や地域の支援共闘があったから」と地域共闘と重要性をあらためて確認。沖縄セメント不当労働行為事件は、会社側に「人事考課制度」の説明責任があることを明らかにさせた。個々の労働者に一時金の内容も含め、開示させることができる。しぶとく闘うことの必要性を感じた。

■ 留意点

「働き方改革」は、若者に一定の支持があるという指摘もある。「働き方改革」は長時間労働の是正が最大の論点であり、「定額働かせ放題」を実体とする高度プロフェッショナル制度及び裁量労働制全面拡大(営業職、管理職の広い部分)であり、その内実は、現行の労働時間管理になんら規制を及ぼさない時間外規制だけが緩和されるものと思うが、IT、外食、小売業など、際限のないノルマを課せられサービス残業や休日出勤を強いられる「店長」など若者の閉塞感に対し、だからこそ「成果で評価」「適切な目標設定」という言葉が、追い詰められどうしてよいかわからない若者に法規制されるがごとく錯覚を呼び込み期待につながって

いるとの解説もある。この指摘は分科会で議論があったわけではないが、私たちの常識では伺い知れない「強行採決も辞せず」との判断根拠でもあるとすれば注視しておかねばならないだろう。

分科会報告—自治体非常勤労働者の闘い

「会計年度任用職員」という新たな任用形態と処遇見直し（改善）が自治体に導入されようとする中で、昨年12月14日に総勢50人もの参加を得て開催された「自治体非正規問題交流会」では、①任用根拠も含め自治体非正規の早急な実態把握と組織化対策、②各県・単組間の運動格差を意識した統一闘争の枠組みと個別対策、③従前の労組法適用により勝ち取ってきた労働条件の担保、などの当面の課題が明らかにされた。

今回の分散会の主要なテーマは、これら当面の取り組み課題について、春闘期の取り組みの成果と引き続く課題については明らかにすることであった。

<第1分散会>

【春闘期の取り組みの状況 —進まぬ労使交渉・確認、7月末の総務省報告まで全力を】

(香川) 善通寺保育労組では3条3項3号から17条への任用替え反対闘争の結果、フルタイムからパートに転換されたものの一時金3.6月などを確認してきた。今般の制度改正では一時金不支給となることから、当局との交渉を行った結果、「希望者全員、正規化」との当局回答を得て、一時金以外の手当の取扱いについても改善方向が示された。しかし、香川でもそれ以外の単組では殆ど進んでいない。

(兵庫) 2月17日に自治労24単組と県内共闘団体から208名を結集し「官製ワーキングプア集会」を開催し街頭宣伝とともに一層の組織化と処遇改善を進めることを確認した。先駆的に臨時非常勤の組織化を進めてきた兵庫県内では、初めに宝塚市職が正規の5分の4水準を確保し、他の単組もそれを目標に運動を進めてきたが、正直、制度改正が行われたことにより多少の動揺もあるが、県本部的には今ある各単組の労使交渉・合意文書を再点検しようということを訴えている。

なお、制度改正に伴う労使交渉については尼崎市が早々に労使合意を得て4月議会で条例化となったがこれは極めて稀な例であり、多くの自治体当局は他の自治体動向を模様眺め「送りバント」状況にあり、県本部として4月から5月にかけて57全単組オルグを実施する予定。（「送りバント状態」については徳島からも同様の報告あり）

(新潟) 春闘オルグをする中で、29自治体単組で一か月以内の学習会開催を強制的に進めているが、単組間の受け止めの温度差が激しい。任用形態についても3条3項3号は新潟市職のみであり圧倒的に17条という中で、交渉内容や目指目標の見定めにも苦慮している。

このような「模様眺め」「戸惑い」と同様の報告は、5年上限を撤廃したばかりの東京(目黒)や徳島・山形からも報告された。また、自治労集約においても、自治体非正規制度改正に

関する要求書提出率が47%、交渉実施率が30%、合意・確認7%、という厳しい状況も踏まえ、座長からは「総務省は7月末までに各自治体に求めている会計年度任用職員の取扱い方針を、労使交渉・合意抜きに報告させないよう、早急に取り組みを進めよう」との集約があった。

【制度改善を担保する財政措置の必要性と、会計年度任用職員制度をめぐる諸課題】

(宮崎) 来週から県下7ブロックで単組オルグを予定しているが、単組では、制度として処遇改善がなされたとしても財政措置がなされなければ正規職員の賃下げにつながるのではないかとの声や、制度導入を見越してすでに本年4月から職場の委託化も進んでいる単組もあり、宮崎としては、正規の職域の範囲を明確にしなが、非正規の具体的な処遇改善を図りたいと思っている。

(香川) 当局も財源がどうなるのか見守っているような状況もある。当局もそれが示されない中で、対応策が定まらないという側面もある。なお、どの業務を会計年度任用職員にするのか、総枠規制ができるのかどうか？がポイントになっていくと思うが、正規化という意味では、この間香川では正規職員の採用枠に「経験者枠」を設けさせ、非正規の正規転換を実現させてきている。

(兵庫) 兵庫的には昇給・昇格を前提とした賃金表の獲得を目指しているが、会計年度任用職員の定数は定まっておらず、どの仕事が会計年度任用職員なのかを極めて限定的に合意すべきと考えている。なお、会計年度任用職員の雇用打ち切りがそう簡単でないとしたら、むしろ、任期付きに転換するようなことになりかねない雰囲気もある。

(沖縄・高教組) 学校には様々な職種があり、各県によっても実態が違う。この間、事務交付金が総額裁量性の下で、正規が非常勤に置き換えられてきたという実態があり、財政措置のあり方が自治体非正規問題にとって重要な課題である。

【格差・貧困解消の総がかり運動を展望し、自治体非正規運動の社会化をめざそう】

白石(官製WP研・元荒川区職)さんからは、「全国的に非正規の正規への転換が難しい中で、1つはフルかパートかがポイント。もう1つは期間業務か無期限かという問題がある。ハローワークの相談事例では全労働組合員かどうかによって、雇用延長の取扱いに無差別があるような実態も浮き彫りになっている。」との報告があった。

さらに、白石さんは、自らの著書である「ソウルの市民民主主義」を紹介しながら、日本の革新運動の一番弱かった面でもある格差貧困問題を「総がかり運動」のもう一つの柱に据えようと強く訴えがあった。

朴元淳ソウル市長が、最初に手掛けたことが市役所の非正規職員の正規化だった。最近では外部委託を直営に戻すまでに至り、完全週40時間労働制の徹底を行っているとともに、市役所の仕事のあり方がソウル市民全体の問題ではないかという視点・思想を持っている。

首都圏のFM放送や、みのもんたインターネットテレビに非正規公務員に関する特集を放映してもらった際、反響が大きかったが、殆どが労働組合とは無縁の方々だったことの紹介とともに、労働運動を社会運動としてどう高めるかという視点が重要であることが強調された。

<第2分散会>

昨年12月の交流会で各県本部、単組での取組状況を交流したが、ほとんどのところがこれから実態把握をしなければという段階であった。今回はその後半年を経ての取り組みの進行状況と、制度改正に伴う雇用不安に対し、民間との連携など、課題と方向性を探るため、自治労兵庫県本部の森さんによる提起を軸に議論をおこなった。

森 取り組みは全国的に進んでいない、要求書提出単組10%以下。民間との連携は難しい課題ではあるが兵庫県パートユニオン交流会を年2回開催し、春闘パートキャラバンなどの街頭行動などはやっている。制度が全然違い、なかなか交流にはなっていない。非正規が抱えている問題、低賃金、劣悪な労働条件、雇用の不安定は一緒に、官民超えた取り組みが求められている。自治労の弱さであるが、正規組合が非正規を組織しようとなかなかない。正規中心の労働組合運動が変わっていない。労働者のための労働運動にはなりきれていない現場の状況がある。今回の制度改正をきっかけに、非正規課題が自治労のひとつの大きな柱だということ統一ができたらと思いながら運動を組み立てたい。

現在兵庫では2500名の非正規を組織しているが、この5年くらいその数で前後している状況。組織化の取り組みをきちとやるため、まず全体化するために自治労兵庫県本部として春闘時に非正規職員の組織化に向けた決起集会を開催した。正規、非正規同数を集めたかったが正規がなかなか集まらず、非正規150名、正規100名の結集にとどまった。

総務省の臨時・非常勤職員数調査結果は4月1日付調査のため、空白期間がある自治体もあり非常勤の数が実態より少ない。実数では70万人くらいはいるはず。20時間未満も入っておらず教員では倍はいるはずだ。臨時・非常勤職員数は20年間で倍になっている。調査結果を正規の方はまず見て欲しい。法改正を議論する前に、全国にこれだけの非常勤がいて、自分の職場や自治体での非常勤の数を含めた模様、雰囲気はまず考えて欲しい。自治体の業務は非正規で回っている。保育、給食、学童保育は臨時・非常勤職員がいなければやっていけない。正規にはそのことを感じ取ってもらいたい。この人たちがいなくなったら回るのかなということ、感覚として委員長、書記長には感じ取ってもらわなければならない。その上で法改正にあったってどのように交渉していくのかというようになっていかないといけない。当局から提案されて協議するというのではうまくいかない。臨時・非常勤職員を当局が大切にするか、労働組合が大切にするか。その違いによって結果が変わってくる。現状はどちらも大切にしていない。まず非常勤の数、そして賃金の実情を把握してもらいたい。

尼崎市嘱託員労組は兵庫で一番古い組合。兵庫の嘱託員運動の先頭を走ってきた労組の一つ。尼崎市は働く者の街で労働条件はもともと高かった。しかし当局の体質は非常に悪いところである。全国で最初に妥結した。特徴は給料表*を確認したこと。28年目までしか昇給しないが、そこまでは昇給する。現状の賃金に比べると非常に低い賃金表。28年目で水準は国公2級頭打ちに到達することを想定。それでは現在よりも年収下がる。均等待遇の原則で一時金を取ることを中心にこの5年間取り組んできたこともあり今回も一時金に取り組んだ。兵庫でも高い3.9カ月を確保した。年収ベースでは高い。離職選別金を支給させているが、これは年収ベースで支給されるため一時金をきちと確保するようにした。基本事項につい

て妥結をした。兵庫ではこれが基本になってしまいつつある。意外と全国的に広がっている。大阪市の衛星都市の当局は、尼崎市の給料表を基本に考えようということになっている。しかし、ほとんどのところではあまり使えないと思う。なぜならば全国の自治体のほとんどは給料表を想定していない。兵庫では 20 自治体くらいが給料表を持っている。給料表をどう広げていくかが課題になる。

総務省は自治労に「こんなに低くていいのですか」と言ってきたという。総務省は給料表を提示しないで、昇給してもいいとしか言わない。それでは自治体は困る。総務省は自治体が自らは給料表を作らないと見ている。これまでとあまり変わらないと見ていると考えられる。尼崎が最初に決めたので総務省はこれが全国に広がらないか気にしているのだろう。これが隣の県に広がるかというところ簡単な話ではない。これは産別の仕事。またフルタイム非常勤には退職金を支払えとなっている。現在も学校教職員には一部出ているが 1 年ごとの任用なので低い。退職金の積立額が膨大になるのでそれが使われる可能性がある。

徳島 徳島では兵庫くらい取れたならびっくりする水準。兵庫はもともとの水準が高いので、当局は山が高すぎる、国の財政措置がない、正規を減らすということを必ず持ち出す。これがネックになっている。

森 当局に給料表を作る能力がないので、国公の 1 級から 3 級を足し共通の給料表を作ってどこに位置づけるかを各単組の力量で決めようと言っている。総務省が言うような級別の給料表で昇格の概念が入れば、非常勤は正規と変わらないということ。ならば正規にすればよい。今重要なのは当局に表作りを見せていくということ。

一番の課題は財政というが、財政問題は議論しても意味はない。もし財政措置されても一般財源のため「色つき」ではなく他の財源に振り向けられてしまう。また財政措置がなければできないというのであれば、財政が厳しければ「人勧しないの」というのと同じこと。非正規の人を大切な働く仲間として考えるか否かで発想が変わる。同じ働く仲間として考えれば財政の話にはならない。正規に対してはそんな話はしない。

組織化していればそのような議論にはならない。まず組織化しましょうということ。当事者のいない中で交渉はするな、まず組織化してくださいと言っている。組織化しなければ本気にはなれない。制度の話の前に組織化。逆提案はやるがまず組織化。

東京大田区 現在の報酬額バラバラ、仕事によって報酬が違うが、給料表との関係はどのようなになっているのか。

森 兵庫は位置づけでやっている。スタートラインを高くするとかしている。職種ごとに位置づけるしかない。

東京大田区 5 年雇用止め、頭打ちされたら給料表意味ないのでは。5 年、3 年法的には意味がない。

森 当局には「6 年目が無いのは、地公法の平等取り扱い違反になりますよ」と言っている。任期付きは正規の置換えになるので危険。総務省は、任期付きならば再度任用時前歴加算可能と言い出した。フルタイムを使うならば任期付きを使えと総務省は言っている。東京で広がれば全国に広まるから、東京に任期付きを広めたいと総務省は考えている。

東京練馬区 アンケートでは給料以上に雇用の安定が一番切実な実態が明らかになっている。しかし、学習会を呼びかけてもなかなか集まらない。活動家も組織化に関心が薄い、

親組合が頑張らないと組織化進まない。常勤の意識が変わらないと組織化は進まない。制度改正を契機に委託化が進み、その対応でなかなか制度設計に行かないのが実情。

森 職場の組合員は、人が変わられたら困るので、居て欲しいと思っているが、労働組合が課題にできていないのが問題。組合の意識が職場の意識と噛み合っていない。非正規がいなくなったらどうするか、組織化することについてなど正規に非正規問題のアンケートをとってもいいのではないか。組織化して結果が出なかったらどうしようと後ろ向きになっている役員もいるが、非常勤職員の組合員は当局に「3年雇用止め」について意見を言える場を持たせたことだけでも感謝している。

正規の壁 役員の壁 非正規のことをやって成果が出たという成功体験が活動家づくりにも生きている。正規の人が動く場をどう作るかが必要である。

富山 当局は福祉職場の非正規組合を潰した。任期付きしか取らない。現在の3年が5年になり、今以上の処遇を保障される。当事者がいない中で交渉はできない。

米沢 図書館の非常勤の雇用止めで訴訟をおこなった。しかし期待権に関して「公務職場には期待権は無い」との判決で、5年で雇用止めされた。給食は100%非正規だが、内規では5年にも関わらず、5年を過ぎた4人を継続した。当局は非正規を安全弁と考えている。県本部で方針が出ないと動きは出ない。自分たちでとってやろうという形にはならない。

東京大田区 非正規のいる職場で組織化に取り組んだが、その職場はみんな委託されてしまった。保育園は公務公共一般に組織化されている。民間委託化への動きが強まっている。

調布市 要求書を出した。当局は5月には基本的な考えをまとめると言っている。非常勤当事者にとって任用根拠はいつでもいい、60歳まで働けること、賃金が月給になること、毎年雇ってもらえることが大切と言っている。雇用三要件を当局と交わしている。「仕事があったら雇用する。全員に雇用斡旋。適用は組合加入者」フルタイムは正規と入れ替えられるから活用はいかなものか。フルタイムは正規に代えよう。人事委勧告のアップ分で反映されない部分を臨時・非常勤職員賃金改善に振り向けた。それを見て組合への加入者が出た。

東京教組 臨時・非常勤教師の賃金は低く準備時間は無給ですべてボランティア

森 兵庫は追いつけ追い越せと統一闘争で闘ってきた。労働組合があるかないかで100万円位違う。兵庫も組織率は2、3割 一時金は30人なら2ヶ月、300人なら3ヶ月となり、数の力が大きい。期末手当は出せると書いてあるが、要求しないとでない。

神戸市や宝塚市では割増報酬として支給させてきた。2020年以降は制度化がされてしまうと新たには組合に入らなくなる。「組合に入っても入らなくても同じ」といういわゆるフリーライダーが増える可能性がある。未加入者が職場の中に増えることでそれが正規の組織にも波及する。臨時・非常勤職員問題はひとつの単組でやることではない。何故教組と一緒にやらないのか。現在行われている総務省調査についても「勝手に答えるな」と県本部として当局に申し入れた。「人数は交付税要求の基礎調査だろう」と言って「その他にせよ」と交渉している。

* (編注) 尼崎市の「会計年度任用職員制度の給付体系について」は、尼崎市のホームページから、市政情報>市役所案内>職員・給与>尼崎市嘱託職員労働組合との交渉状況>第29号(平成29年12月26日交渉)とアクセスして見ることができます。

「働き方改革法案」を廃案に！全国キャラバン出発集会

「8時間働けば暮らせる社会を！」をスローガンに「『働き方改革法案』を廃案に！全国キャラバン出発集会」が4月17日、東京で開かれた。集会は郵政ユニオンの中村知明書記長の司会ですすめられた。「労働法が、労働者を保護する法律から、使用者が生産性向上のために労働者を自由に使う法律に大改悪されようとしている」と指摘したのは主催者を代表してあいさつに立った全国一般全国協委員長の平賀雄次郎さん。「安倍政権が推し進めている『働き方改革』によって暮らしも壊される。法案を阻止するために労働者の声を大きく上げなければならない。そのために、潮流を超えて実行委員会を結成した。地域の活動は小さいかもしれないが、全国をつなぎ、より大きな布陣につくり上げ、現場の労働者の声を反映させて、悪法を阻止したい」とあいさつした。

「法案の問題点をどう若い人に伝えるのか」と切り出したのは、法政大学教授の上西充子さん。「若い人は、ブラック企業、ブラックバイトを体験してきたが、『働き方改革』によって良くなるのではないかと思っている。法改正が働き方に直結していることをイメージすることが必要である。高度プロフェッショナル制度は年収1075万円以上の人を対象だが、年間104日の休日以外休みなく働けば、時給は1700円という計算がある。早朝から深夜まで働く人が隣にいたら職場の雰囲気はどうなるのだろう。働く人の実感から法案を見る目が重要だ」と述べた。また「厚生労働省は『裁量労働制で労働時間が短くなることもある』とデータをねつ造したが、新たに発表された2014年の裁量労働調査によると『今のままでよい』と労使の7割が答えている。『変えた方がよい』と答えた人に問う『具体的にどのように変更すべきか』の設問を見ると、規制を緩和する質問ばかりで、規制を強化する質問はない。その中の『高水準の年収なら労働時間規制を除外』が多かったとして高プロのニーズがあるとしている」と高プロ導入を誘導したものと批判した。

日本労働弁護団の岡田俊宏事務局長、平和フォーラムの藤本泰成共同代表から連帯のあいさつを受け、立憲民主党、日本共産党、社会民主党からのメッセージが披露された。



コミュニティユニオン全国ネットの岡本哲文事務局長が「4月20日、帯広、沖縄を皮切りに北から南からスタートし、連休明けには本州に入り、5月22日に労働弁護団主催の東京日比谷野音集会に結集する。各地で行政申し入れ、街頭宣伝、集会を行う」と全国キャラバンの行動提起を行った。キャラバン隊を代表して全統一の坂本啓太さんが「若い労働者に『働き方改革』の問題をどう認識してもらおうのか議論をしてこのチラシを作った。Q

Rコード、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムで情報発信していく。労働組合が闘っている姿を見せたい」と決意を表明した。

最後に、全国ユニオンの鈴木剛会長が団結ガンバローを行って閉会した。

総がかり行動が、貧困・格差集会

「あたりまえの社会を考えるシンポジウム」



「あたりまえの社会を考えるシンポジウム—貧困・格差の現場から—」が4月20日、東京北区で開かれ、1000人が参加した。このシンポは「安民法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」が主催し、「戦争をさせない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」が協賛したもの。総がかり行動としては、昨年2月の日比谷野音集会から2度目の集会である。

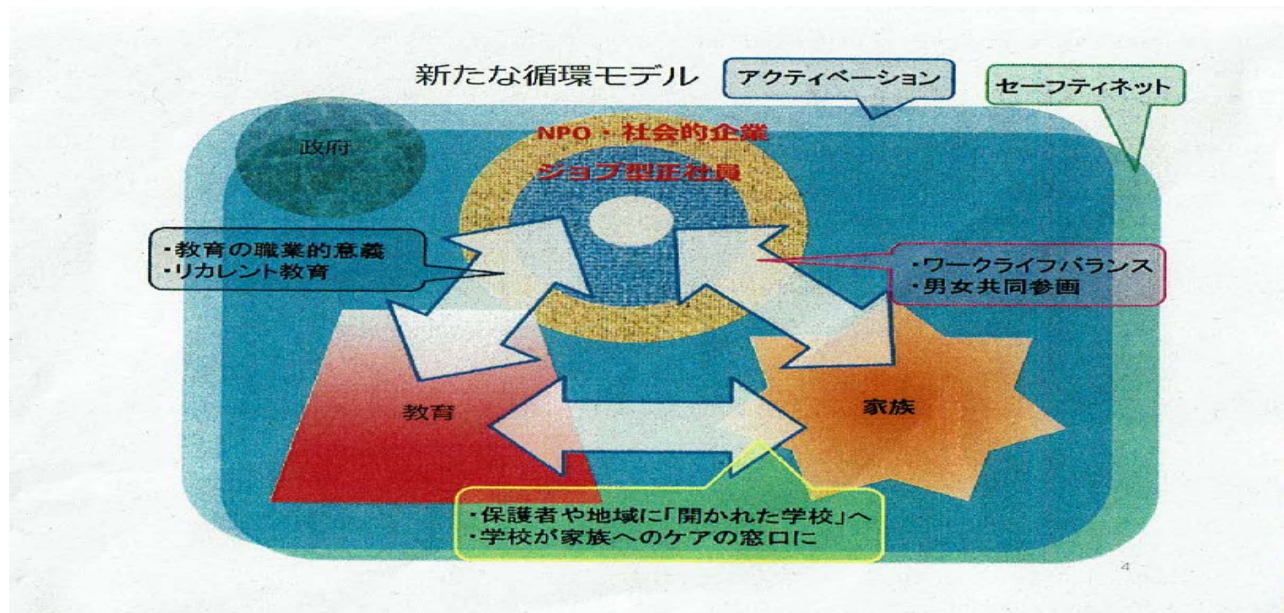
非正規労働者の割合が4割を超え、非正規労働者の賃金は正規労働者の65.8%、女性非正規労働者は男性の53%となっている。子どもの貧困率は14.3%で、ひとり親家庭では54%とOECD加盟国最下位である。アルバイトに明け暮れて進学をあきらめる子どもたちが少なくなく、進学しても奨学金の返還に追われている。

集会は、法政大学教授の山口二郎さんが開会のあいさつ、コーディネーターが東京大学教授の本田由紀さん、シンポジストは、元文部事務次官の前川喜平さん、作家の雨宮処凛さん、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長の赤石千衣子さん、下野新聞の山崎一洋さんである。

山口さんは「この25年間、社会の底が抜ける状況は民主主義の大きな危機だ。これからの社会をどのように再構築していくのか、政策議論が必要である。格差・貧困をなくす政策を示すことで、政治の動きにイニシアティブをとっていきたい」とあいさつした。

本田さんは「壊れている社会に対して、対策は無能であり、フェイクの対策であったりすることが罪深い。私たちは社会のあり方についてどう考えるのか。日本は90年代以降以降、経済成長率は1%に届いていない。90年代を境に社会が変わってしまった。80年代に到達した安定成長時代は、仕事と家族と教育にそれぞれ資源を投入する形で成長してきた。働けば賃金が上がり、賃金を家庭に持ってかえり、それを子どもの教育につぎ込み、子どもは新規労働力として就職する、成長の循環モデルがあった。90年代にこの循環が壊れた。非正規社員が増え、賃金が低下し、教育に対する家庭間格差が拡大し、卒業後低賃金で不安定な職に就かざるを得ない層が拡大した。この循環からも零れ落ちた何の支えもなく貧困に耐える個人が増えた。今後の新たな循環モデルは、一方向の循環ではなく、仕事と家庭と教育の間に双方向の矢印を作り出し、その間に連携やバランスを作り出すことである。その背景にセーフティネットがあり、もう一度元気になってもらうためのアクティベーションがある。その

財政的支援、ナショナルミニマムの形成を政府がおこない、活動的支援を NPO や社会団体が行う」と社会変容の見取り図を提起した。



前川さんは「今日は加計問題については話しません」と前置きして、「教育の機会均等をどう保障するか」について語った。「等しく教育を受ける権利とは、親の経済的地位によって差別されないことである。日本の教育について公的支出は極めて少なく、家計負担が大きい。中でも幼児教育と高等教育は私費負担が大きい。高等教育進学率は、児童養護施設の子どもは4人にひとり、生活保護家庭の子どもは3人にひとりである。全体では8割に達している。義務教育でも私費負担はある。2005年に国の就学援助は三身一体の改革で廃止された。貧困率が高い自治体は財政力が弱い。財政力が弱い自治体ほど就学援助の対象者が多い。国の援助が必要だ。高校無償化は社会による学習権保障の思想として評価できる。しかし、最貧困層には元々授業料の全額免除制度があったので、最貧困層にはメリットがなかった。奨学給付金を実現したのは安倍政権だった。その財源として所得制限を行った。そのため、授業料を払う生徒と払わない生徒が学校内にあるようになったことは問題だ。所得制限や就学給付金の第一子、第二子のなくすための財源として、扶養控除、特定扶養控除の税制を見直せばよい。給付型奨学金の充実が必要である。教育資金一括贈与制度はけしからん。金持ち優遇制度である。税制を含めた見直しの中からより良い給付制度をつくるべきだ」と述べた。

赤石さんは「子どもの入学時のお金が用意できない方に、いただいたカンパからひとり3万円を祝い金として渡している。500人以上の方から申請を受けて今年は300人の方にお渡ししました。1月に締め切ったのですが、4月になってももらえますかという手紙がきます。4月になって食品援助をしている。ひとり親の貧困率は50%を超えている。就業率は80%を超え非常に高い。にもかかわらず就労収入の平均は200万円。結婚して仕事を辞める女性は50%。パート、アルバイトの仕事しかない。その年収は133万円。子どもの高校進学に、制服や体操着など20万円はかかる。日本は性別分業を前提にした社会であるが、ジェンダー平等を前提にした社会につくりかえる必要がある。男性片働き、女性専業主婦を前提にした、賃金、税制を見直さなければならない。同一価値労働同一賃金の実現、配偶者控除の廃止、

子育て・介護で離職しないですむ社会の実現、社会保障と教育費用の充実が必要。配偶者控除を150万円にするなら、それ以下で働けというのではなく、非正規から抜け出せるルートをつくるべきだ」と述べた。

雨宮さんは「弟は大学を卒業したがフリーターになり、家電量販店でアルバイトとして働いていたが、正社員として採用されることになった。その時の条件は、労働組合に入らない、残業代は出ない、ボーナスは出ないというものだった。正社員になったとたん連日17時間労働が始まった。時間当たり賃金は最低賃金を下回るものだった。2000年代になって、若者の自殺、ネットカフェ難民が問題になったが、これは自己責任の問題ではなく、新自由主義の社会問題だと思った。当時20代のロスジェネレーションと言われた若者は、今30歳後半である。第3次ベビーブームは来なかった。30歳後半の女性の非正規率は55%である。女性が単身で中年を生きていくことは想定されていない。アパートも借りられない。国民保険にも加入していないので病院にも行けない。介護離職の8割は女性である。最低賃金を1500円にしても年収は300万円に届かない。最賃以外には、医療、住宅、教育、介護の問題を解決する必要がある」と述べた。

山崎さんは、特集「子どもの希望」を60回ほど連載した取材経験を話し、最後にまとめた5つの提言を紹介した。①見えにくい子どもの貧困を認識しよう、②発見、支援の最前線の充実を図れ、③教育費の負担を軽減し、学ぶ意識を支えよう、④現金給付の充実による所得保障は急務、⑤政治による自治体のリーダーシップの発揮、である。「子どもから『希望って何ですか』と問われたら『子どものことを考える社会』と答えたい」と述べた。

最後に本田さんが『改憲反対』と叫んでも解決できない『貧困と格差』の問題がある。どこまで手を差し伸べる必要があるのか。憲法26条には『すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する』と書かれているが、『能力』がないことは『自己責任』だという人が多い。私たちにもこの考え方が浸透している。貧困問題は、ここから掘り起こしていかなければならない重いテーマである。政治家に任せるのではなく、社会に生きている私たち全員が、私たちの隣人に対する責任として引き受けていかなければならない。これに取り組まない社会に未来はない」とまとめた。

すべての労契法 20 条裁判の勝利をめざす 4・23 集会

6 月 1 日の最高裁判決を注目しよう

「非正社員の格差撤廃、同じ仕事なら同じ賃金を！」をスローガンに「すべての労契法 20 条裁判の勝利をめざす 4・23 集会」が開かれた。

最高裁判所が、長澤運輸事件について 4 月 20 日に、ハマキョウレックス事件について 4 月 23 日に口頭弁論を開いた。最高裁が口頭弁論を開くことは、高裁の判決を見直す可能性があることを意味する。長澤運輸事件の場合、東京地裁は定年後再雇用を理由にした賃下げは労契法 20 条違反としたものの、東京高裁は定年後の賃下げは「社会通念上容認される」

と判断した。ハマキョウレックスの場合、正社員運転手と契約社員運転手は 200 万円近い年収格差があるが、大津地裁は通勤手当だけを不合理な格差と認め、大阪高裁は無事故手当、作業手当、給食手当も不合理と認めたものの住宅手当と皆勤手当は認めていない。

集会は、主催者を代表して全日本建設運輸連帯労働組合の菊池委員長があいさつし「最高裁で弁論を開くよう署名運動を行なってきた。弁論が開かれたことによって 6 月 1 日には意義ある判決が出るであろうと期待している。同じ仕事をするなら同じ賃金を払うことは当然のことである。非正規、性別、年齢による差別を許さず、誰もが安心して働ける社会をめざそう」と述べた。

労契法 20 条裁判を闘っている各労組、弁護士から報告を受けた。長澤運輸事件（全日建関東支部）、ハマキョウレックス事件（全日建近畿地区トラック支部）、メトロコマース事件（全国一般全国協東京東部労組）、日本郵便事件（郵政ユニオン）、名古屋自動車学校事件（全自交労連）、千葉内陸バス事件（なのはなユニオン）である。

最後に宮里邦雄弁護士が最高裁判決について発言した。以下は、宮里弁護士の発言である。

<最高裁での論点>

労契法 20 条は「職務の内容、責任の程度、配置の範囲、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない」という曖昧な規定である。だから、下級審で判断が分かれ、解釈が異なってきた。最高裁は、今後の 20 条裁判の判断はこうすべきだという統一的な基準を打ち立てるのではないと思われる。

今までどのような点で解釈が異なってきたのか。

① 20 条の立法趣旨（格差是正や不合理な労働条件）を厳格に見るのか、緩やかに見るのか。② 「職務の内容、責任の程度、その他の事情」と書いてあるが、何を重視するのか。③ 「不合理」とはどのようなことをいうのか。「法的に容認できない不合理」という判決もある。④ 誰と比較するのか。総額で判断するのか、個別手当ごとに判断するのか。⑤ 違反した場合の効力は何か。損害賠償に留まるのか、正規雇用労働者と同じ条件になるのか。このような 5 つの論点について最高裁は判断を示すと思う。

<裁判闘争の交流・連携を>

本日紹介された事件は、20 条が正しく解釈され、真っ当に適用されれば、すべて勝利判決が得られる事案だと思う。本日の集会のように、お互いの情報を交換し、お互いの足りないところを補い、勝利に向けて頑張ることは意義あることだ。個別の裁判闘争ではなく、面として闘うことが重要だ。

<20 条は職場闘争の武器>

20 条が成立して 5 年たったが、裁判を闘っているところはそれなりに労働条件が見直されているけれど、何の動きのないところでは、あまり変わっていない。格差の問題がこれだけ大きな社会問題なのに、10 件ほどの裁判しか起こっていない。労働者に問題意識がないのか、労働組合に問題意識がないのか、使用者が抑え込んでいるのか、分からないが、20 条が活か



されていないのではないかと。裁判は氷山の一角にすぎない。20条は職場の運動において活用されるべき条文である。労働組合が正規と非正規の労働条件の格差を点検し、不合理な労働条件の是正を団体交渉の議題にし、交渉し、闘いをつうじて是正を実現する。20条に期待されている役割はこのようなものである。20条は裁判規範であるというより、運動規範であることを強調したい。

<正規と非正規の分断を許すな>

JPのように正規の労働条件を切り下げる動きが他の企業でも出てきた。法律ができると反作用がある。このような立法趣旨に反する攻撃を放置していたら、20条は死んでしまう。20条裁判を闘うことによって、正規の労働条件を切り下げることがまかり通れば、正規と非正規を分断し、連帯を阻害することになる。

最高裁でより良い解釈、実効的な解釈を引き出し、今後の運動に活かせるように弁護団も頑張る。

第6回労働運動研究討論集会の総括会議について

- 1 日時 2018年6月23日(土) 14時～16時30分
- 2 場所 日港福会館 2階 会議室
東京都大田区蒲田5-10-2 (JR「蒲田駅」東口徒歩3分)
- 3 議題
 - ① 第6回労働運動研究討論集会の総括について
 - ② 労運研の今後の取り組みについて
 - ③ その他

<編集後記>

「労運研レポート」No47をお届けします。

第6回労働運動研究討論集会、お疲れさまでした。熱心な討論を伝えようとしたら24ページになってしまいました。

「あたりまえの社会を考えるシンポ」での本田さんの「能力による差別」という発言にはグサッときました。野党2党は、高プロ削除やインターバル規制導入を軸とする「働き方改革」法案の対案を提出しました。国民民主党の案には、労働安全衛生法を改正してパワハラ防止策を義務付ける案が含まれています。私は、使用者の「労働者の人格尊重義務」を労契法に追加し、労契法を全労働者に適用することが必要ではないかと考えていました。「平等取扱い原則」の明文化も必要です。雇用対策法改正案は、使用者が「能力等の公正な評価」をすること書き込み、「人事権」を絶対化し「就業規則」による労働者支配を強化しようとしています。この「人事権」が職場をはじめ社会の差別の元凶ではないでしょうか。(伊藤)